あなたからの相談

処罰してほしい

被害の届出をする

捜査・検挙

罰　則
ストーカー規制法違反 1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
その他の法令違反 （暴行、傷害、脅迫、器物損壊、名誉毀損など）

禁止命令等してほしい

「禁止命令等申出書」を提出する

禁止命令

警察本部長から**「禁止命令書」**を交付します

緊急の場合は、警察本部長又は警察署長から**「禁止命令書」**を交付します

有効期間1年（更新可能）

違反した場合

捜査・検挙

罰　則
禁止命令に違反して ストーカー行為をした場合 2年以下の懲役 又は 200万円以下の罰金
禁止命令に違反して つきまとい行為をした場合 6か月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

警告してほしい

「警告申出書」を提出する

警　告

警察本部長又は警察署長から**「警告書」**を交付します

被害防止の援助を受けたい

「援助申出書」を提出する

援助申出の例
○被害の防止に関する活動を行っている組織等の紹介をしてほしい
○ストーカー行為等をした者の氏名等を教えてほしい
○警告、禁止命令等を実施したことを明らかにする書面を交付してほしい
○住民基本台帳を閲覧等されないための支援をしてほしい
○被害を自ら防止するための措置を教示してほしい
○被害防止に資する物品の貸出し等をしてほしい
○110番緊急通報登録システムに登録してほしい
○被害防止交渉のために必要な事項等の相手方への連絡や警察施設の利用を希望する